鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５１号

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　訪問介護
第１節　基本方針（第４条）
第２節　人員に関する基準（第５条・第６条）
第３節　設備に関する基準（第７条）
第４節　運営に関する基準（第８条―第４１条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第４２条―第４６条）
第３章　訪問入浴介護
第１節　基本方針（第４７条）
第２節　人員に関する基準（第４８条・第４９条）
第３節　設備に関する基準（第５０条）
第４節　運営に関する基準（第５１条―第５８条）

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第５９条―第６２条）
第４章　訪問看護
第１節　基本方針（第６３条）
第２節　人員に関する基準（第６４条・第６５条）
第３節　設備に関する基準（第６６条）
第４節　運営に関する基準（第６７条―第７８条）
第５章　訪問リハビリテーション
第１節　基本方針（第７９条）
第２節　人員に関する基準（第８０条）
第３節　設備に関する基準（第８１条）
第４節　運営に関する基準（第８２条―第８８条）
第６章　居宅療養管理指導
第１節　基本方針（第８９条）
第２節　人員に関する基準（第９０条）
第３節　設備に関する基準（第９１条）
第４節　運営に関する基準（第９２条―第９７条）
第７章　通所介護
第１節　基本方針（第９８条）
第２節　人員に関する基準（第９９条・第１００条）
第３節　設備に関する基準（第１０１条）
第４節　運営に関する基準（第１０２条―第１１３条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第１１４条―第１１７条）
第８章　通所リハビリテーション
第１節　基本方針（第１１８条）
第２節　人員に関する基準（第１１９条）
第３節　設備に関する基準（第１２０条）

第４節　運営に関する基準（第１２１条―第１２８条）
第９章　短期入所生活介護
第１節　基本方針（第１２９条）
第２節　人員に関する基準（第１３０条・第１３１条）
第３節　設備に関する基準（第１３２条・第１３３条）
第４節　運営に関する基準（第１３４条―第１５０条）
第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第１５１条・第１５２条）
第２款　設備に関する基準（第１５３条・第１５４条）
第３款　運営に関する基準（第１５５条―第１６３条）
第６節　基準該当居宅サービスに関する基準（第１６４条―第１７０条）
第１０章　短期入所療養介護
第１節　基本方針（第１７１条）
第２節　人員に関する基準（第１７２条）
第３節　設備に関する基準（第１７３条）
第４節　運営に関する基準（第１７４条―第１８６条）
第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第１８７条・第１８８条）
第２款　設備に関する基準（第１８９条）
第３款　運営に関する基準（第１９０条―第１９８条）
第１１章　特定施設入居者生活介護
第１節　基本方針（第１９９条）
第２節　人員に関する基準（第２００条・第２０１条）
第３節　設備に関する基準（第２０２条）

第４節　運営に関する基準（第２０３条―第２１８条）
第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第２１９条・第２２０条）
第２款　人員に関する基準（第２２１条・第２２２条）
第３款　設備に関する基準（第２２３条）
第４款　運営に関する基準（第２２４条―第２２９条）
第１２章　福祉用具貸与
第１節　基本方針（第２３０条）
第２節　人員に関する基準（第２３１条・第２３２条）
第３節　設備に関する基準（第２３３条）
第４節　運営に関する基準（第２３４条―第２４４条）
第５節　基準該当居宅サービスに関する基準（第２４５条・第２４６条）
第１３章　特定福祉用具販売
第１節　基本方針（第２４７条）
第２節　人員に関する基準（第２４８条・第２４９条）
第３節　設備に関する基準（第２５０条）
第４節　運営に関する基準（第２５１条―第２５７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７０条第２項第１号の規定に基づき指定居宅サービス事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるとともに、法第７４条第１項及び第２項の規定に基づき指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする 。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　居宅サービス事業者　居宅サービス事業を行う者をいう。

⑵　利用料　居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑶　居宅介護サービス費用基準額　法第４１条第４項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑷　法定代理受領サービス　法第４１条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

⑸　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

２　この条例における用語の意義は、前項に定めるもののほか、法の例による。

（指定居宅サービスの事業の一般原則等）

第３条　指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定居宅サービスの提供に努めなければならない。

２　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　法第７０条第２項第１号の条例で定める者は、法人であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。

⑴　指定居宅サービス事業者の代表者若しくは役員等又は居宅サービス事業所の管理者が、鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条第２号に

掲げる暴力団員であるもの

⑵　指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第６条に定める者の支配を受けているもの

第２章　訪問介護

第１節　基本方針

第４条　指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第５条　指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項に規定する者をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２．５以上とする。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第１号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第１号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護及び当該第１号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の

者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、当該月の前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第２項のサービス提供責任者は介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「基準省令」という。）第５条の規定に基づき厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年鳥取市条例第４５号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

５　第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。

６　指定訪問介護事業者が第２項に規定する第１号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第１号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第７条　指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定訪問介護事業者が第５条第２項に規定する第１号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第１号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第８条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２９条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの

（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定訪問介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第９条　指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１０条　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１１条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

２　指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１２条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１３条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２９年鳥取市条例第５３号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第１６条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第１４条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第１５条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、

居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第１６条　指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（介護保険法施行規則第６４条第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第１７条　指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第１８条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第１９条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第２０条　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居

宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第２１条　指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定訪問介護の基本取扱方針）

第２２条　指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第２３条　訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

⑵　指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑷　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（訪問介護計画の作成）

第２４条　サービス提供責任者（第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第２８条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

２　訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

６　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第２５条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に

対する訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第２６条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第２７条　訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第２８条　指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者は、第２４条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

⑴　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

⑵　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

⑶　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

⑷　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

⑸　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

⑹　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

⑺　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

⑻　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第２９条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第３０条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第３１条　指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第３２条　指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第３３条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第３４条　指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第３５条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第３６条　指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その

他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第３７条　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

５　指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（市町村が実施する事業への協力）

第３８条　指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第３９条　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第４０条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第４１条　指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　訪問介護計画

⑵　第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第４２条　基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事

業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、３人以上とする。

２　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

３　基準該当訪問介護の事業と法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第１号訪問事業（旧法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第４３条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第４４条　基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当訪問介護の事業と第４２条第３項に規定する第１号訪問事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第１号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第４５条　基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

⑴　当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

⑵　当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

⑶　当該訪問介護が、第４２条第２項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

⑷　当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

⑸　当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね２分の１を超えない場合

２　基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第２４条第１項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第４６条　第１節及び第４節（第１５条、第２０条第１項、第２５条、第３０条並びに第３７条第５項及び第６項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第１９条中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２０条第２項及び第２１条中「法定代理受領サービスに

該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第２０条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第２４条第１項中「第５条第２項」とあるのは「第４２条第２項」と、「第２８条」とあるのは「第４６条において準用する第２８条」と読み替えるものとする。

第３章　訪問入浴介護

第１節　基本方針

第４７条　指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第４８条　指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第４節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　１以上

⑵　介護職員　２以上

２　前項の訪問入浴介護従業者のうち１人以上は、常勤でなければならない。

３　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２９年鳥取市条例第５２号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第５条第１項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サー

ビス等基準条例第４条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第５条第１項及び第２項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第４９条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第５０条　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第５１条　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払わ

れる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問入浴介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

⑵　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

４　指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問入浴介護の基本取扱方針）

第５２条　指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定訪問入浴介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第５３条　訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

⑵　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者

又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑷　指定訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

⑸　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

（緊急時等の対応）

第５４条　訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第５５条　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第５６条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　サービスの利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第５７条　指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第５８条　第８条から第１９条まで、第２１条、第２６条及び第３１条から第４０条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第５６条に規定する重要事項に関する規

程」と、第３２条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第５９条　基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　看護職員　１以上

⑵　介護職員　２以上

２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第３９条第１項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を１人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６０条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第６１条　基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等

を備えなければならない。

２　基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準条例第４１条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第６２条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条から第３６条まで、第３７条（第５項及び第６項を除く。）、第３８条から第４０条まで及び第４７条並びに第４節（第５１条第１項及び第５８条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第５６条に規定する重要事項に関する規程」と、第１９条中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第３２条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第５１条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第４章　訪問看護

第１節　基本方針

第６３条　指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（看護師等の員数）

第６４条　指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

⑴　病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

ア　保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、２．５以上となる員数

イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

⑵　病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。）　指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。

２　前項第１号アの看護職員のうち１人は、常勤でなければならない。

３　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第４４条第１項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第４３条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第４４条第１項及び第２項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

４　指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介

護看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準条例第５条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第７条第１項第４号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（次項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

５　指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準条例第１９２条第１０項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第１９１条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第１９２条第４項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第１項第１号ア及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６５条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

３　指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な

知識及び技能を有する者でなければならない。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第６６条　指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

２　指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

３　指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第４６条第１項又は第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第６７条　指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第６８条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携

に努めなければならない。

２　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第６９条　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第８８条第１項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第６４条第１項に規定する療養の給付若しくは同法第７８条第１項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問看護の基本取扱方針）

第７０条　指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定訪問看護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定訪問看護の具体的取扱方針）

第７１条　看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第７３条第１項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

⑵　指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

⑷　指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

⑸　特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

第７２条　指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

２　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連

携を図らなければならない。

４　当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

第７３条　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。

２　看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

３　看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

５　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。

６　指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

７　前条第４項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第７４条　指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第７５条　看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第７６条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第７７条　指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第７２条第２項に規定する主治の医師による指示の文書

⑵　訪問看護計画書

⑶　訪問看護報告書

⑷　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑸　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

（準用）

第７８条　第８条、第９条、第１１条から第１３条まで、第１５条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条から第４０条まで及び第５５条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第７６条に規定する重要事項に関する規程」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第５章　訪問リハビリテーション

第１節　基本方針

第７９条　指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数等）

第８０条　指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第５９条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪

問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第５８条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第５９条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等の要件）

第８１条　指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第６０条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第８２条　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定訪問リハビリテーション事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針）

第８３条　指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定訪問リハビリテーション事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第８４条　指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士等が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

⑵　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

⑷　それぞれの利用者について、次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。

⑸　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第１項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第１２３条第１項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第８５条　医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

２　訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

５　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第１１９条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２３条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（運営規程）

第８６条　指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第８７条　指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保

存しなければならない。

⑴　訪問リハビリテーション計画

⑵　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第８８条　第８条から第１３条まで、第１５条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３１条から第３４条まで、第３６条から第４０条まで、第５５条及び第６８条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第８６条に規定する重要事項に関する規程」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第６章　居宅療養管理指導

第１節　基本方針

第８９条　指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪

問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第９０条　指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

⑴　病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア　医師又は歯科医師

イ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士　その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

⑵　薬局である指定居宅療養管理指導事業所　薬剤師

⑶　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防サービス等基準条例第４４条第１項第１号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所　看護職員

２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第６８条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第６７条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第６８条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第９１条　指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第６９条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第９２条　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第６３条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第６４条第１項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定居宅療養管理指導事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養

管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定居宅療養管理指導の基本取扱方針）

第９３条　指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定居宅療養管理指導事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第９４条　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

⑶　前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

⑷　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サー

ビス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

⑸　前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

⑹　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

⑺　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。

2　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

⑷　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3　看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

⑵　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

⑶　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

（運営規程）

第９５条　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

⑸　その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第９６条　指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑵　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑶　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第９７条　第８条から第１３条まで、第１６条、第１８条、第１９条、第２１条、第２６条、第３１条から第３４条まで、第３６条から第４０条まで、第５５条及び第６８条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第９５条に規定する重要事項に関する規程」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第１８条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第７章　通所介護

第１節　基本方針

第９８条　指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第９９条　指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次の

とおりとする。

⑴　生活相談員　指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第３号の介護職員を、常時１人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

４　前３項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

５　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

６　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７　指定通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第１００条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第１０１条　指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支

障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

５　指定通所介護事業者が第９９条第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第１０２条　指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　おむつ代

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号に掲げる費用については、基準省令第９６条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定通所介護の基本取扱方針）

第１０３条　指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定通所介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第１０４条　指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助

を行う。

⑵　通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

⑶　指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

⑷　指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画の作成）

第１０５条　指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

２　通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（運営規程）

第１０６条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定通所介護の利用定員

⑸　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１０７条　指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第１０８条　指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第１０９条　指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第１１０条　指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第１１１条　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定通所介護事業者は、第１０１条第４項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第１１２条　指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　通所介護計画

⑵　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第１１３条　第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３３条から第３８条まで、第４０条及び第５５条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第１０６条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第１１４条　基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護職員　基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と

法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この条及び第１１６条において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第３号の介護職員を、常時１人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

４　前３項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

５　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

６　基準該当通所介護の事業と第１項第３号に規定する第１号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第１１５条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第１１６条　基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　生活相談を行う場所　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　基準該当通所介護の事業と第１１４条第１項第３号に規定する第１号通所事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、市町村の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第１１７条　第８条から第１４条まで、第１６条、第１７条、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３３条から第３６条まで、第３７条（第５項及び第６項を除く。）、第３８条、第４０条、第５５条、第９８条及び第４節（第１０２条第１項及び第１１３条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第１１７条において準用する第１０６条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第１９条中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第１０２条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第８章　通所リハビリテーション

第１節　基本方針

第１１８条　指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１１９条　指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に

当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　医師　指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な１以上の数

⑵　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員　次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第７７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第７６条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１０人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が１以上確保されていること、又は、利用者の数が１０人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を１０で除した数以上確保されていること。

イ　アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が１００又はその端数を増すごとに１以上確保されていること。

２　指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第２号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

⑴　指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が１０人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が１以上確保されていること、又は、利用者の数が１０人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を１０で除した数以上確保されていること。

⑵　前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに１年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、０．１以上確保されること。

３　第１項第１号の医師は、常勤でなければならない。

４　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第７７条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

（設備に関する基準）

第１２０条　指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、３平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）

を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

２　指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

３　指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第７８条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第１２１条　指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定通所リハビリテーション事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第１２２条　指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第１項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回

復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

⑵　通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

⑶　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

⑷　指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第１２３条　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

２　通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

５　通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテー

ション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

６　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第８５条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から第４項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者等の責務）

第１２４条　指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

２　指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第１２５条　指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定通所リハビリテーションの利用定員

⑸　指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　非常災害対策

⑼　その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第１２６条　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第１２７条　指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　通所リハビリテーション計画

⑵　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第１２８条　第８条から第１３条まで、第１５条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２６条、第２７条、第３３条、第３４条、第３６条から第４０条まで、第６８条、第１０２条及び第１０７条から第１０９条までの規定は、指定通所リハビ

リテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第８条中「第２９条に規定する運営規程」とあるのは「第１２５条に規定する重要事項に関する規程」と、第１３条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第１０７条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第９章　短期入所生活介護

第１節　基本方針

第１２９条　指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１３０条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第９４条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第９３条に規定する指定介護予防短期

入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第１４７条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士を置かないことができる。

⑴　医師　１人以上

⑵　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上

⑶　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上

⑷　栄養士　１人以上

⑸　機能訓練指導員　１人以上

⑹　調理員その他の従業者　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

２　特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

３　第１項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第２０条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和２３年法律第２０５号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

５　第１項第２号の生活相談員並びに同項第３号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち１人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

６　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第９４条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第１３１条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事するこ

とができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（利用定員等）

第１３２条　指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を２０人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第１３０条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

２　併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第１５３条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が２０人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を２０人未満とすることができる。

３　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第９６条第１項及び第２項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第１３３条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

⑴　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を

２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第１５０条において準用する第１０９条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第１５０条において準用する第１０９条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会

福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　居室

⑵　食堂

⑶　機能訓練室

⑷　浴室

⑸　便所

⑹　洗面設備

⑺　医務室

⑻　静養室

⑼　面談室

⑽　介護職員室

⑾　看護職員室

⑿　調理室

⒀　洗濯室又は洗濯場

⒁　汚物処理室

⒂　介護材料室

４　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

５　第１３０条第２項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、

第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

６　第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　一の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

⑵　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑶　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。

⑷　便所　要介護者が使用するのに適したものとすること。

⑸　洗面設備　要介護者が使用するのに適したものとすること。

７　前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　廊下の幅は、１．８メートルとすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。

⑵　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　階段の傾斜を緩やかにすること。

⑷　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

⑸　居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

８　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第９７条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第１３４条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第１４６条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

２　第８条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第１３５条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

２　指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第１３６条　指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定

短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　基準省令第１２７条第３項第３号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　基準省令第１２７条第３項第４号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（基準省令第１２７条第３項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、基準省令第１２７条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第１３７条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

２　指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第１項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様

及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

７　指定短期入所生活介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（短期入所生活介護計画の作成）

第１３８条　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

２　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第１３９条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、

排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

６　指定短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

７　指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第１４０条　指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

（機能訓練）

第１４１条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第１４２条　指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

（相談及び援助）

第１４３条　指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第１４４条　指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第１４５条　短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第１４６条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　利用定員（第１３０条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

⑷　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の送迎の実施地域

⑹　サービス利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　非常災害対策

⑼　その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第１４７条　指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対

して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　第１３０条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

２　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援等基準条例第５条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（地域等との連携）

第１４８条　指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第１４９条　指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　短期入所生活介護計画

⑵　第１３７条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑶　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第１５０条　第９条から第１３条まで、第１５条、第１６条、第１９条、第２１条、第２６条、第３３条から第４０条まで、第５５条、第１０７条、第１０９条及び第１１０条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１０７条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第１５１条　第１節、第３節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第１５２条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及

び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２款　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第１５３条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

⑴　居室等を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

⑵　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア　当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第１６３条において準用する第１５０条において準用する第１０９条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ　第１６３条において準用する第１５０条において準用する第１０９条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユ

ニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3　ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　ユニット

⑵　浴室

⑶　医務室

⑷　調理室

⑸　洗濯室又は洗濯場

⑹　汚物処理室

⑺　介護材料室

４　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

５　第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第４７号）第３３条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第３項及び第７項第１号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

６　第３項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

㈠　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

㈡　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１１９条第１項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、か

つ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第１１７条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第１６２条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね１０人以下としなければならない。

(ｳ) 利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(ｴ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ　共同生活室

(ｱ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ｲ) 一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ｳ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

(ｱ) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

(ｱ) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。

７　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　廊下の幅は、１．８メートル以上（中廊下にあっては、２．７メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、１．５メートル（中廊下の幅にあっては、１．８メートル以上）として差し支えない。

⑵　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

⑶　階段の傾斜を緩やかにすること。

⑷　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

⑸　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１１９条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第１５４条　第１３２条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第１５５条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して

得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　基準省令第１４０条の６第３項第３号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　基準省令第１４０条の６第３項第４号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（基準省令第１４０条の６第３項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者

に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、基準省令第１４０条の６第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第１５６条　指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

９　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（介護）

第１５７条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

６　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

７　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時１人以上の介護職員を介護に従

事させなければならない。

８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第１５８条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第１５９条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第１６０条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　利用定員（第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

⑷　ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）

⑸　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の送迎の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１６１条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向

上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第１６２条　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　第１３０条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

（準用）

第１６３条　第１３４条、第１３５条、第１３８条、第１４１条から第１４３条まで、第１４５条及び第１４８条から第１５０条（第１０７条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１３４条第１項中「第１４６条に規定する運営規程」とあるのは「第１６０条に規定する重要事項に関する規程」と、第１４９条第２項第２号中「第１３７条第５項」とあるのは「第１５６条第７項」と、同項第３号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第１６３条において準用する第１５０条」と読み替えるものとする。

第６節　基準該当居宅サービスに関する基準

（指定通所介護事業所等との併設）

第１６４条　基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定

地域密着型サービス基準条例第６２条第１項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第１６５条　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第３号の栄養士を置かないことができる。

⑴　生活相談員　１人以上

⑵　介護職員又は看護職員　常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第１３１条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第１６７条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１人以上

⑶　栄養士　１人以上

⑷　機能訓練指導員　１人以上

⑸　調理員その他の従業者　当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

２　前項第２号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

３　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止

するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

４　基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

５　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１３２条第１項から第４項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第１６６条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（利用定員等）

第１６７条　基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を２０人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

２　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１３４条第１項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備及び備品等）

第１６８条　基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

⑴　居室

⑵　食堂

⑶　機能訓練室

⑷　浴室

⑸　便所

⑹　洗面所

⑺　静養室

⑻　面接室

⑼　介護職員室

２　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　一の居室の定員は、４人以下とすること。

イ　利用者１人当たりの床面積は、７．４３平方メートル以上とすること。

ウ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

⑵　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支

障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑶　浴室　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

⑷　便所　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

⑸　洗面所　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

３　基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

４　基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１３５条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定通所介護事業所等との連携）

第１６９条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第１７０条　第９条から第１３条まで、第１６条、第１９条、第２１条、第２６条、第３３条から第３６条まで、第３７条（第５項及び第６項を除く。）、第３８条から第４０条まで、第５５条、第１０７条、第１０９条、第１１０条及び第１２９条並びに第４節（第１３６条第１項及び第１５０条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第１９条中「内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１０７条

第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第１３６条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、第１４２条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第１４７条第２項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第１０章　短期入所療養介護

第１節　基本方針

第１７１条　指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１７２条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１３９条第１項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防

短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第１３８条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第１８４条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法（以下「平成１８年旧介護保険法」という。）第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備す

ることとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。

２　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１３９条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３節　設備に関する基準

（設備に関する基準）

第１７３条　指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２９年鳥取市条例第４９号）第４４条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

⑵　指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成２９年鳥取市条例第５０号）第４３条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

⑷　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

ア　指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者１人につき６．４

平方メートル以上とすること。

イ　食堂及び浴室を有すること。

ウ　機能訓練を行うための場所を有すること。

２　前項第３号及び第４号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

３　指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１４０条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（対象者）

第１７４条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第１７５条　指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指

定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　基準省令第１４５条第３項第３号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　基準省令第１４５条第３項第４号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（基準省令第１４５条第３項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、基準省令第１４５条第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第１７６条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

２　指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第１項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行わなければならない。

３　短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

４　指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

５　指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

７　指定短期入所療養介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（短期入所療養介護計画の作成）

第１７７条　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

２　短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（診療の方針）

第１７８条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

⑵　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

⑶　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

⑷　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。

⑸　特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第１４８条第５号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

⑹　基準省令第１４８条第６号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

⑺　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第１７９条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第１８０条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定短期入所療養介護事業者は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

６　指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第１８１条　利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

２　利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第１８２条　指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

２　指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第１８３条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑷　通常の送迎の実施地域

⑸　施設利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第１８４条　指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他

のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

⑶　診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあっては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

（記録の整備）

第１８５条　指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　短期入所療養介護計画

⑵　第１７６条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑶　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第１８６条　第９条から第１３条まで、第１５条、第１６条、第１９条、第２１条、第２６条、第３３条、第３４条、第３６条から第４０条まで、第５５条、第１０７条、第１０９条、第１２６条、第１３４条、第１３５条第２項及び第１４８条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１０７条第３項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第１３４条中「第１４６条に規定する運営規程」とあるのは「第１８３条に規定する重要事項に関する規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第１８７条　第１節、第３節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第１８８条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な

医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２款　設備に関する基準

（設備に関する基準）

第１８９条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

⑴　介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

⑶　療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

⑷　療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１５７条第１項に規定するユニッ

ト型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第１５５条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第１５７条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第１９０条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　滞在に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービ

ス費が利用者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

⑶　基準省令第１５５条の５第３項第３号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑷　基準省令第１５５条の５第３項第４号の規定により厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　送迎に要する費用（基準省令第１５５条の５第３項第５号の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合を除く。）

⑹　理美容代

⑺　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、基準省令第１５５条の５第４項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第３項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第１９１条　指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日

常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

９　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第１９２条　看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、

利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

６　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

７　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事）

第１９３条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを

支援しなければならない。

（その他のサービスの提供）

第１９４条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第１９５条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑷　通常の送迎の実施地域

⑸　施設利用に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１９６条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員

を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第１９７条　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑴　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

⑵　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

（準用）

第１９８条　第１７４条、第１７７条から第１７９条まで、第１８５条及び第１８６

条（第１０７条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第１８５条第２項第２号中「第１７６条第５項」とあるのは「第１９１条第７項」と、同項第３号から第６号までの規定中「次条」とあるのは「第１９８条において準用する第１８６条」と、第１８６条中「第１８３条」とあるのは「第１９５条」と読み替えるものとする。

第１１章　特定施設入居者生活介護

第１節　基本方針

第１９９条　指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第２００条　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア　看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

㈠　利用者の数が３０を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㈡　利用者の数が３０を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に利用者の数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上（利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１６８条第２項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第１６８条第１項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が１００又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　看護職員又は介護職員

ア　看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に１０分の３を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

㈠　総利用者数が３０を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

㈡　総利用者数が３０を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に総利用者数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

ウ　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

⑶　機能訓練指導員　１以上

⑷　計画作成担当者　１以上（総利用者数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

３　前２項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

５　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上、及び介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

６　第１項第３号又は第２項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第４号又は第２項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第２項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第２項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

８　第２項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上、及び介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者）

第２０１条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備に関する基準）

第２０２条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消

火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。

４　指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

⑴　介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア　一の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

⑵　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

⑶　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

⑷　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑸　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

⑹　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

５　指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

６　指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

７　前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）の定めるところによる。

８　指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第１７１条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第２０３条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第２１３条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければなら

ない。

４　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等）

第２０４条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第２０５条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第２０６条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部と

して、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

⑵　おむつ代

⑶　前２号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第２０７条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護は、次条第１項に規定する特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

７　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（特定施設サービス計画の作成）

第２０８条　指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第２００条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

３　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

４　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

５　計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サー

ビス計画を利用者に交付しなければならない。

６　計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

７　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第２０９条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前３項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（健康管理）

第２１０条　指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談及び援助）

第２１１条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第２１２条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければなら

ない。

（運営規程）

第２１３条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　特定施設従業者の職種、員数及び職務内容

⑶　入居定員及び居室数

⑷　指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

⑹　施設の利用に当たっての留意事項

⑺　緊急時等における対応方法

⑻　非常災害対策

⑼　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２１４条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（協力医療機関等）

第２１５条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第２１６条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第２１７条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　特定施設サービス計画

⑵　第２０５条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第２０７条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　第２１４条第３項に規定する結果等の記録

⑸　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第２１８条　第１１条、第１２条、第２１条、第２６条、第３３条から第４０条まで、第５４条、第５５条、第１０９条、第１１０条及び第１４１条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第５４条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第５節　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第２１９条　第１節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第２２０条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切か

つ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第２２１条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が１０又はその端数を増すごとに１人以上

⑶　計画作成担当者　１以上（利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第１９１条第２項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第１９０条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が１００又はその端数を増すごとに１人以上

⑵　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が１０又はその端数を増すごとに１及び介護予防サービスの利用者の数が３０又はその端数を増すごとに１以上であること。

⑶　計画作成担当者　１以上（総利用者数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

３　前２項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に１以上の指定特定施設の従業者（第１項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

５　第１項第１号又は第２項第１号の生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第２項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

６　第１項第３号又は第２項第３号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第２項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち１人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第２項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第２２２条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３款　設備に関する基準

（設備に関する基準）

第２２３条　指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が２５平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。

４　指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならな

い。

⑴　居室は、次の基準を満たすこと。

ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

⑶　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

⑷　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5　指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6　指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7　前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

8　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第１９４条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

第２２４条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第２２６条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

３　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。

４　第８条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第２２５条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的

なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第２２６条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　入居定員及び居室数

⑷　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

⑹　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

⑺　施設の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　その他運営に関する重要事項

（受託居宅サービス事業者への委託）

第２２７条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

２　受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。

３　受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第２３０条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護及び指定

地域密着型サービス基準条例第６１条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

４　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

⑴　指定訪問介護

⑵　指定訪問看護

⑶　指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

５　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第３項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第１項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

６　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第３項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、本市の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

７　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

８　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（記録の整備）

第２２８条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　特定施設サービス計画

⑵　第２２５条第２項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

⑶　前条第８項に規定する結果等の記録

⑷　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑺　次条において準用する第２０５条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑻　次条において準用する第２０７条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑼　次条において準用する第２１４条第３項に規定する結果等の記録

（準用）

第２２９条　第１１条、第１２条、第２１条、第２６条、第３３条から第４０条まで、第５４条、第５５条、第１０９条、第１１０条、第２０４条、第２０５条から第２０８条まで、第２１１条、第２１２条及び第２１４条から第２１６条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第３４条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第５５条中「指定訪問入浴介護事業所の従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第２０５条第２項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第２０８条中「他の特定施設従業

者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第２１４条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第１２章　福祉用具貸与

第１節　基本方針

第２３０条　指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第８条第１２項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第２３１条　指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

⑴　指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第２０３条第１項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）　指定

介護予防サービス等基準条例第２０３条第１項

⑵　指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第２２０条第１項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　指定介護予防サービス等基準条例第２２０条第１項

⑶　第２４８条第１項に規定する指定特定福祉用具販売事業者　第２４８条第１項

（管理者）

第２３２条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第２３３条　指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第２４１条第３項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。

２　前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

⑴　福祉用具の保管のために必要な設備

ア　清潔であること。

イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

⑵　福祉用具の消毒のために必要な器材　当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

３　指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第２０２条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第２０５条第１項及び第２項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第２３４条　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定福祉用具貸与事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

⑵　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

４　指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

５　指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又は

その一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第２３５条　指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

３　指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　指定福祉用具貸与事業者は、前項に定めるもののほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第２３６条　福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第１項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

⑵　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

⑶　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応

じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

⑷　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

⑸　居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第２３７条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第２５５条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

２　福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

６　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

（運営規程）

第２３８条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　その他運営に関する重要事項

（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）

第２３９条　指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

２　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（福祉用具の取扱種目）

第２４０条　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

（衛生管理等）

第２４１条　指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

３　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定

福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

４　指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

５　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示及び目録の備付け）

第２４２条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第２４３条　指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　福祉用具貸与計画

⑵　次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第２４１条第４項に規定する結果等の記録

⑷　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して

採った処置についての記録

（準用）

第２４４条　第８条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３４条から第４０条まで、第５５条並びに第１０７条第１項及び第２項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第８条中「第２９条」とあるのは「第２３８条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第１９条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第２１条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第１０７条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第５節　基準該当居宅サービスに関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第２４５条　基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第２１７条第１項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第２４６条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２６条、第３４条から第３６条まで、第３７条（第５項及び第６項を除く。)、第３８

条から第４０条まで、第５５条、第１０７条第１項及び第２項、第２３０条、第２３２条、第２３３条並びに第４節（第２３４条第１項及び第２４４条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第８条中「第２９条」とあるのは「第２３８条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第１９条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第４１条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第２１条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第１０７条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第２３４条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第１３章　特定福祉用具販売

第１節　基本方針

第２４７条　指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第８条第１３項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数）

第２４８条　指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。

２　指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

⑴　指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準条例第２０３条第１項

⑵　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準条例第２２０条第１項

⑶　指定福祉用具貸与事業者　第２３１条第１項

（管理者）

第２４９条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第２５０条　指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第２１９条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第２２２条第１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第２５１条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（販売費用の額等の受領）

第２５２条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第４４条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

２　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

⑵　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

３　指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の申請に必要となる書類等の交付）

第２５３条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

⑴　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

⑵　販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

⑶　領収書

⑷　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

（指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針）

第２５４条　福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

⑵　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

⑶　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

⑷　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

（特定福祉用具販売計画の作成）

第２５５条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第２３７条第１項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

２　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

（記録の整備）

第２５６条　指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　特定福祉用具販売計画

⑵　第２５１条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第２６条に規定する市町村への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第２５７条　第８条から第１４条まで、第１６条から第１８条まで、第２６条、第３２条、第３４条から第４０条まで、第５５条、第１０７条第１項及び第２項、第２

３５条、第２３８条から第２４０条まで並びに第２４２条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第８条中「第２９条」とあるのは「第２５７条において準用する第２３８条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第１０条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第１４条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第１８条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第１０７条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第２３５条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第２３８条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第２３９条及び第２４０条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成１２年４月１日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号）第２０条による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福法」という。）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（旧老福法第２０条の３に規定する老人短期入所施設をいう。）（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第１３３条第６項第１号ア及びイ、第２号ア並びに第７項（第４号を除く。）の規定は適用しない。

第３条　平成１２年４月１日前から存する老人福祉法第２９条第１項に規定する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものにあっては、第２０２条第３項又は第２２３条第３項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

⑴　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。

⑵　入所定員が５０人未満であること。

第４条　平成１５年４月１日前に短期入所生活介護に係る法第４１条第１項の指定を受け、引き続き指定短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）に対する第１５３条第６項の規定の適用については、同項第１号イ㈠中「２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第５条　平成１８年４月１日において介護保険法の一部を改正する法律（平成１７年法律第７７号）附則第１０条第１項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、同日において定員が４人以下であるものについては、第２０２条第４項第１号ア及び第２２３条第４項第１号アの規定中「１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるもの」とあるのは「４人以下」とする。

第６条　平成１８年４月１日前から存する養護老人ホーム（同日において建築中のものを含む。）に対する第２２３条第４項の規定の適用については、同項第１号アの規定は、適用しない。